

日本における固有事項審査の具体的な内容について

日本の固有事項審査内容のガイダンス

1. 日本で建築設計・監理を行う上で必要となる日本固有の法規制及び構造計画に関する事項

- (1) 日本で建築設計・監理を行う上で必要となる、安全性等に関する日本固有の法規制（特に、構造設計、構造強度、構造方式、建設段階での安全性）の基本的内容に関する理解度、及び、法規制以外で建築設計・監理上留意すべき構造計画技術に関する理解度を審査する。
- ① 建築基準法に規定する‘構造設計の原則’に関すること。
 - ② 建築基準法に規定する建築物に作用する荷重、外力の種類に関すること。
 - ③ 建築基準法及び建築士法に規定する構造設計一級建築士の関与に関すること。
 - ④ 構造方式（構造種別（RC造、S造等）と構造形式（純ラーメン構造、壁式構造等）に関すること。
 - ⑤ 耐震性能を確保するために必要な柱、梁、床、壁等の配置などの適切な構造計画の基本的事項に関すること。
- (2) 日本で建築設計・監理を行う上で必要となる、建築物の敷地、建築物の形状等集団規定に関する日本固有の法規制の基本的内容に関する理解度を審査する。
- ① 建築物の面積（延べ面積、建築面積）及び高さに関する一般的な規制に関すること。

2. 日本で建築設計・監理に関する実務を行う上で必要となる事項

- (1) 日本で建築設計・監理に関する実務を行う上で必要となる、建築主からの依頼から工事完了までの業務管理に関する知識・理解度と、これら一連の業務(プロセス)に対応して適用される法令・行政上の手続き（内容やその適用時期等）に関する基本的な知識・能力を審査する。
- (2) 日本で建築設計・監理に関する実務を行う上で必要となる、仕様（適用される標準的な仕様書、JISなどの規格等）及び、契約事務（契約約款の標準的な書式、業務の範囲と責任の所在、保険等に関する事項等）に関する基本的な理解度を審査する。
- ① 設計の委託者等への説明責任とその内容に関すること。
 - ② 建築工事着手前の開発許可、各種条例、建築確認、消防同意等の手続きの内容・方法・必要図面とその適用時期に関すること。
 - ③ 工事監理業務の重点監理項目と品質の確保に関すること。
 - ④ 建築工事着手後の中間検査、完了検査の内容・方法とその適用時期に関すること。
 - ⑤ 建物完成後における法令上の定期調査、定期報告に関すること。
 - ⑥ 設計図書の作成に必要とされる仕様書の種類、内容、使用材料の仕様、適用方法に関すること。
 - ⑦ 契約・契約書式の種類と、契約の締結において必須となる事項と注意すべき点（業務の範囲と責任の所在・範囲（設計・工事瑕疵の問題、保険との関係等））に関すること。

日本における固有事項審査の審査方法等

- ・ 出題数は全3問とし、各2時間程度、合計6時間程度とする。
 - ・ 小論文^{*1}にて行い、日・英語両方で出題、回答できるものとする。ただし、英語で回答する場合は提出した答案用紙のコピーを持ち帰り、所定の期日まで（概ね3週間以内）に原文の日本語訳を作成し、翻訳者の氏名を記入して提出することとする。
- (^{*1} 記述と面接の両方を課すエコノミーに対しては面接を行う場合もある。)